

## IASB Update

### 2021年2月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュール・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2021 年 2 月 16 日から 17 日にリモートで会議を行った。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）](#)
- [第3次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）](#)
- [開示に関する取組み—SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）](#)
- [IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（口頭でのアップデート）](#)
- [採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）](#)

#### 関連情報

今後の IASB 会議：

2021 年 3 月 22–26 日

2021 年 4 月 26–30 日

2021 年 5 月 24–28 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

[過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

[プロジェクト作業計画はこちら](#)

### 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は 2021 年 2 月 16 日に会合し、次のことについて議論した。

- 企業が発行する金融商品に関して行うことを要求される開示の考えられる精緻化
- 清算時にのみ発生する義務を伴う金融商品の分類

#### 開示：考えられる精緻化（アジェンダ・ペーパー5A から 5D）

審議会は、2018 年のディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」で検討した開示の提案（すなわち、清算時の優先順位、潜在的な希薄化、及び契約条件に関する情報についての提案）の考えられる精緻化について議論した。

審議会は何も決定を求められなかったが、開示案の目的及び範囲についてさらに検討するようスタッフに指示した。

#### 企業の清算時にのみ発生する義務（アジェンダ・ペーパー5E から 5F）

審議会は、企業の清算時にのみ発生する義務を伴う金融商品の会計処理における課題について議論した。審議会は、それらの課題に対処するための考えられる分類、表示及び開示の要求事項についても議論した。

審議会は、そのような金融商品をどのように分類すべきかについては変更せず、その代わりに、それらに関する表示及び開示の要求事項を開発することを暫定的に決定した。

13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

審議会は今後の会議でこれらのトピックについての議論を継続する。

### 経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は2021年2月16日に会合し、改訂IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」（実務記述書）の公開草案についての書面投票の準備中に識別された整理論点について議論した。

#### 重要性がある情報の定義（アジェンダ・ペーパー15B）

審議会は、実務記述書では、情報を経営者による説明から省略したり、経営者による説明の中で誤表示したり覆い隠したりしたときに、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性があると述べるべきであると暫定的に決定した。出席した12名の審議会メンバーのうち7名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

審議会は、財務諸表において提供される情報が経営者による説明でも提供される状況を明確化するガイダンスについても議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

#### 明確化及び精緻化（アジェンダ・ペーパー15A、15C及び15D）

審議会は次のことをどのように行うかについて議論した。

- a. 実務記述書の位置付けの明確化
- b. 主要な事項に関する要求事項及びガイダンスの提案の明確化
- c. 企業の長期的な見通し、無形の資源及び関係、並びに環境的及び社会的事項に影響を与える可能性のある事項について作成者が報告するのに役立つことを意図した、公開草案の付録の改善

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は公開草案を2021年4月に公表することを目指している。

### 第3次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24）

審議会は2021年2月17日に会合し、情報要請案の開発にあたり行ったデュー・プロセスの手順をレビューした。

13名の審議会メンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、情報要請を公表するための十分な協議及び分析を実施してきたと納得した旨を確認した。

審議会は、

- a. 情報要請について120日のコメント期間を設けることを暫定的に決定した。13名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。
- b. 情報要請を一般のコメントを求めるために公表することを決定した。13名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

審議会は情報要請を2021年3月に公表する予定である。

## 開示に関する取組み—SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は 2021 年 2 月 17 日に会合し、本プロジェクトについて開発中の公開草案に関するデュー・プロセスの手順（書面投票プロセスの開始の許可を含む）について議論した。

13 名の審議会メンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、公開草案を公表するための十分な協議及び分析を実施してきたと納得した旨を確認した。

1 名の審議会メンバーが、公開草案の提案に反対する意向を示した。

この公開草案は、その範囲に含まれる企業が IFRS 基準を適用して行うことを要求されるはずの開示の削減を提案していることから、コメント期間の設定にあたり、審議会は次のことに留意した。

- 提案する開示要求を分析するために要する期間に加えて、財務諸表の作成者と利用者の両方が、この提案でどのような情報について企業が開示を要求されないことになるのかを理解するための十分な期間を必要とするであろう。
- コメント期間を長くすることで、認識及び測定 of 要求事項が IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準との間で異なる場合に、提案する開示要求の適切性をコメント提出者がより徹底的に評価できるようになる。

これらの考慮を踏まえて、審議会は公開草案について 180 日のコメント期間を設けることを決定した。7 名の審議会メンバーがこの決定に賛成した。

### 今後のステップ

スタッフは書面投票のために公開草案を作成する。

## IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビュー（口頭でのアップデート）

審議会は 2021 年 2 月 17 日に会合し、2021 年 2 月 4 日から 5 日に行われた SME 適用グループの会議に関するアップデートを受けた。より詳細な情報は、[SME 適用グループの会議のページ](#) で見ることができる。

審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビューの次の段階についてのプロジェクト計画を検討する。

## 採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）

審議会は 2021 年 2 月 17 日に会合し、鉱物並びに石油及びガスの業界における採掘活動、それらの採掘活動に関する共通の会計上の困難及びそうした困難の理由について議論した。この議論は、当審議会が今後の会議において、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」の置換え又は修正を行うべきかどうかを決定するのに役立つであろう。

### 教育セッション（アジェンダ・ペーパー19A）

審議会は次のことについての要約を検討した。

- 鉱物不動産並びに石油及びガス不動産のライフサイクル
- 当該ライフサイクルの各フェーズで行われる活動
- 各フェーズに関連した財務報告上の困難のいくつか
- それらの財務報告上の困難の理由

審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

審議会は本プロジェクトの範囲についての議論を開始する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675